

収入保険制度に加入するために

## 青色申告をはじめましょう！

収入保険制度は農業経営全体を対象とし、品目の枠にとらわれず、農業経営体の収入全体を見て総合的に対応できる任意加入の保険制度として、農林水産省は、平成 31 年からの引受け（30 年秋加入申請）に向けて収入保険制度の検討を進めています。

この制度では、自然災害による収量減少のほか価格低下などの農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償対象となります。

### 1. 収入保険制度の対象者等

○青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）なら誰でもが対象です。この収入保険制度は農業者ごとの収入減少を補填するものであり、個々の農業者の収入を正確に把握する必要があるためです。

○青色申告を5年間継続している農業者が基本ですが、1年分あれば加入することができます。

### 2. 対象収入

○自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。所得ではありません。

○加工品は販売収入に含めませんが、税法上農業所得として扱われているものは含めます。

○補助金は含みません。ただし、実績上、販売収入と一体的に取り扱われている畑作物の直接支払交付金等の数量払いは含めます。

### 3. 加入・支払等のスケジュール（平成 31 年からの引受けを想定）

平成 29 年	平成 30 年		平成 31 年	平成 32 年	
青色申告の実施 (以降毎年継続)	10~11 月	12 月末	1~12 月 (税の収入算定期間)	3 月	3~6 月
<u>3 月 15 日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出</u>	加入申請	保険料等の納付	収入算定期間	確定申告	保険金等の請求・支払

**平成 30 年秋に加入申請するためには、29 年分の青色申告を行っていることが必要です。**

青色申告は、税制上のメリットのほか、帳簿を付けることで自身の経営をつかみやすくなる等の経営上のメリットもあります。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成 29 年 3 月 15 日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

お問い合わせ先  
JA 松任営農部 営農課  
TEL：076-274-1471